

栃木県自動車税口座振替納付キャンペーン実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県（以下「県」という。）における自動車税の納期内納付率の向上を図るため、この趣旨に賛同した民間企業等の事業者の協力により実施する「自動車税口座振替納付キャンペーン（以下「本キャンペーン」という。）」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 自動車税を口座振替で納付する納税者が、口座振替通知書等を県に登録した協賛店に提示することで、特典サービスを受けることができるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 原則として、4月1日を賦課期日として5月に納税通知書を発付する県の自動車税について、口座振替で納付する個人の納税者をいう。
- (2) 口座振替通知書等 自動車税を口座振替で納付することを証する書類で、具体的には引落前に県が発付する自動車税納税通知書・口座振替通知書（以下「口座振替通知書」という。）その他当該事実を証する書類をいう。
- (3) 協賛店 本キャンペーンの趣旨に賛同し、口座振替通知書等を提示した対象者（以下「利用者」という。）に対して特典サービスを提供する店舗又は施設をいう。
- (4) 特典サービス 協賛店が利用者に対し提供することとした、各店舗又は施設が独自に定めた割引等のサービスをいう。

(キャンペーンの周知)

第4条 県は、口座振替通知書、自動車税納税通知書の封筒及び同封するリーフレット等により、納税者に対して本キャンペーンの周知を行う。

(キャンペーン期間)

第5条 協賛店が特典サービスの提供を実施する期間は、県が口座振替通知書を発付した日から、当該日の属する年度の8月31日まで（以下「キャンペーン期間」という。）とする。

(特典サービスの利用等)

第6条 特典サービスを受ける際の確認に用いる口座振替通知書等は、口座振替通知書が発付された日の属する年度のキャンペーン期間に限り利用することができる。

2 特典サービスの利用者は、次の各号に掲げる事項に同意の上で利用するものとする。

- (1) 協賛店に口座振替通知書等を提示すること。
- (2) 協賛店が利用者の本人確認を行う場合は、本人であることを証する書類（運転免許証等）を提示すること。
- (3) 協賛店が口座振替通知書等の余白に特典サービスを利用した旨の記録を付ける場合は、これを了承すること。
- (4) 口座振替通知書等を複製するなど、不正な行為をしないこと。

（協賛店の範囲）

第7条 協賛店は、県内に所在する店舗又は施設とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛店の申込みをすることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定されるもの及び類似のもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの
- (3) 暴力団の関連するもの
- (4) 消費者金融に係るもの
- (5) たばこ及び酒類の販売や提供を主とするもの
- (6) ギャンブルに係るもの
- (7) 県税を滞納している事業者に係るもの
- (8) その他、県が適当でないと認めるもの

（特典サービスの提供）

第8条 協賛店は、特典サービスを独自に定めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは特典サービスとすることができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容又は事実を誤解するおそれのあるもの
- (4) その他、県が本キャンペーンの趣旨にそぐわないと認めるもの

2 協賛店は、キャンペーン期間のうち特典サービスの提供を実施しない日又は時間を独自に定めることができる。

（協賛店の登録）

第9条 協賛店の登録を希望する事業者は、「自動車税口座振替納付キャンペーン協賛店登録申込書（別紙様式第1号）」を栃木県自動車税事務所の長（以下「自動車税事務所長」という。）に提出するものとする。

2 自動車税事務所長は、前項の申込書を受理した場合は、その内容について審査を行

- い、協賛店として適当であると認めるときは、事業者に対して登録した旨を通知する。
- 3 第1項の申込みは、原則として店舗又は施設ごとに行うものとする。ただし、複数の店舗又は施設の登録を希望する事業者は、自動車税事務所長と事前に協議の上、一括して申し込むことができる。

(特典サービス提供時の確認等)

- 第10条 協賛店は、特典サービスの提供に当たり、利用者に対して口座振替通知書等の提示を求め、口座振替で納付することを確認するものとする。
- 2 協賛店は、利用者に対して本人であることを証する書類（運転免許証等）の提示を求めることができる。
- 3 協賛店は、利用者の同意を得た上で、口座振替通知書等の余白に特典サービスを提供した旨の記録を付けることができる。
- 4 協賛店は、特典サービスの提供に際して知り得た利用者の個人情報を、慎重かつ適正に取り扱うとともに、利用者の同意がない限り特典サービスの提供以外の目的で使用してはならない。
- 5 県は、利用者本人からの依頼であっても、協賛店に対して口座振替の状況について情報提供を行わない。

(協賛店の登録の変更)

- 第11条 協賛店は、特典サービスを含む登録内容を変更しようとする場合は、「自動車税口座振替キャンペーン協賛店登録変更届出書（別紙様式第2号）」を自動車税事務所長に提出するものとする。ただし、特典サービスとして提供する物品の不足や不具合など、やむを得ない事由により一時的に変更する場合はこの限りではない。
- 2 自動車税事務所長は、前項の届出書を受理した場合は、その内容について審査を行い、適当であると認めるときは登録内容の変更を行う。

(協賛店の廃止)

- 第12条 協賛店の登録を廃止しようとする場合は、「自動車税口座振替キャンペーン協賛店登録廃止届出書（別紙様式第3号）」を自動車税事務所長に提出するものとする。

(協賛店の登録の取消し)

- 第13条 自動車税事務所長は、協賛店が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができる。
- (1) この要綱の規定に違反した場合
 - (2) その他、本キャンペーンの趣旨にそぐわないと認められる場合

(ポスター及びステッカーの掲示等)

第 14 条 自動車税事務所長は、協賛店の登録をした店舗又は施設に対し、ポスター及びステッカーを配付する。

2 協賛店は、前項のポスター及びステッカーの配付を受けた場合は、ポスターの所定の位置に提供する特典サービスの内容等を記載の上、キャンペーン期間の末日まで対象者の見やすい位置に掲示するものとする。

3 協賛店は、特典サービスの内容を変更したときは、速やかにポスターに記載した特典サービスの内容を変更するものとする。

4 協賛店を廃止したとき又は協賛店の登録が取消しとなったときは、速やかにポスター及びステッカーを撤去するものとする。

(県の責務)

第 15 条 県は、本事業の運営に関し、次の責務を負う。

(1) 協賛店に対し、ステッカー及びポスターを配付すること。

(2) 協賛店の特典サービス内容を県ホームページに公表すること。

(3) 本事業の見直しに関するモニタリング調査を行うこと。

附則

この要綱は平成 30 (2018) 年 11 月 28 日から施行する。

別紙様式第1号

自動車税口座振替納付キャンペーン協賛店登録申込書

年 月 日

栃木県自動車税事務所長 様

栃木県自動車税口座振替納付キャンペーン実施要綱に同意の上、協賛店の登録を申し込みます。

店舗・施設の名称	
店舗・施設の所在地	
特典サービスの内容	
特典サービス提供日等	
店舗・施設の電話番号	
ホームページURL	

※ 上記の項目は、県のホームページに掲載（ホームページURLはリンク設定）します。

※ 同一事業者等が複数の店舗又は施設を登録する場合は、一覧を添付してください。

事業者の名称 (代表者氏名)		
担当者 の 連絡 先	所在地	
	所属部署	
	職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

(提出先：栃木県自動車税事務所 管理課)

別紙様式第2号

自動車税口座振替納付キャンペーン協賛店登録変更届出書

年 月 日

栃木県自動車税事務所長 様

協賛店の登録内容を次のとおり変更したいので届け出ます。

変更予定日	年 月 日
変更の理由	

変更項目	変更前	変更後
店舗・施設の名称		
店舗・施設の所在地		
特典サービスの内容		
特典サービス提供日等		
店舗・施設の電話番号		
ホームページURL		

※ 該当する事項のみ記載してください。

※ 特別な事情がない限り、変更予定日の1か月前までに届け出てください。

事業者の名称 (代表者氏名)		
担当者の連絡先	所在地	
	所属部署	
	職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

(提出先：栃木県自動車税事務所 管理課)

別記様式第3号

自動車税口座振替納付キャンペーン協賛店登録廃止届出書

年 月 日

栃木県自動車税事務所長 様

協賛店の登録を次のとおり廃止したいので届け出ます。

廃止予定日	年 月 日
廃止の理由	

店舗・施設の名称	
店舗・施設の所在地	

※ 特別な事情がない限り、廃止予定日の1か月前までに届け出てください。

事業者の名称 (代表者氏名)		
担当者の連絡先	所在地	
	所属部署	
	職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

(提出先：栃木県自動車税事務所 管理課)